

## 「新年度にあたって」

岩手県中小企業団体中央会

会長 鈴木 宏 延



合衆国大統領に就任したバラク・オバマ氏の演説集が書店では大変な売れ行きなそうだ。激しい選挙戦を勝ち抜いただけあって、説得力のあるスピーチには定評のある同氏だが、これにあやかるうと、人の心を動かす話法に関心が寄せられることは注目に値する。

ともすれば、話し下手を自認する日本人、とりわけ東北人ではあるが、オバマ氏の喋り方、声のトーン、表情、身振り・・・どれをとっても独特の凛々しさを感じているのは私だけではなさそうである。

彼が尊敬してやまない人物は、エイブラハム・リンカーン（第16代大統領）であることはつとに有名である。イリノイ州選出の議員という共通点、就任式にシカゴからワシントンDCまでの列車移動、聖書へのこだわりなど、自身をリンカーンになぞらえている。

奴隷解放の父とも、格調高い演説の名手とも言われたリンカーンを徹底的に研究し尽くしているオバマ氏。アメリカ南北戦争の勝利を祝うゲティスバーグでの演説はお手本とも称される。世界同時不況の混乱期に遭遇し、強力なリーダーシップを発揮しなければならぬ彼にとって、重なり合う部分が多いのかもしれない。

4月この季節は、新年度を迎えるにあたっての挨拶やら訓示の機会が多くなる訳であるが、相手に理解しやすく、リズム感のある、インパクトのあるスピーチは言うは易く、行なうは難しの典型であろう。

アメリカにおける社長の資格は第一に「胃の腑が丈夫なこと」。第二に「魅力的なスピーチがやれること」。第三に「フォートフェースつまり写真うつりがいいこと」の三つだが、まん中の「上手な講演」は「応待辞令」の重要な一項目である。新人社員への訓示は、社長自らがそれぞれに心魂を傾けてやる。それだけにトップの人生観や人間学が強く滲み出ていて、分析して組み立て直すと、一篇の密度の濃い人物論ができあがるようだ。

巷間言われるように、「百年に一度の大恐慌」であるかは兎も角、未曾有の経済危機にあることは確かである。こんな時こそ社長のリーダーシップが求められる。一言一句に味わいと迫力を鑄めたスピーチを心がけたいものである。スピーチに上手、下手は確かにある。しかし、何よりも肝腎なのは話の内容である。内容が空疎では、いかに上手くぶち上げたところで、何の感銘も与えない。

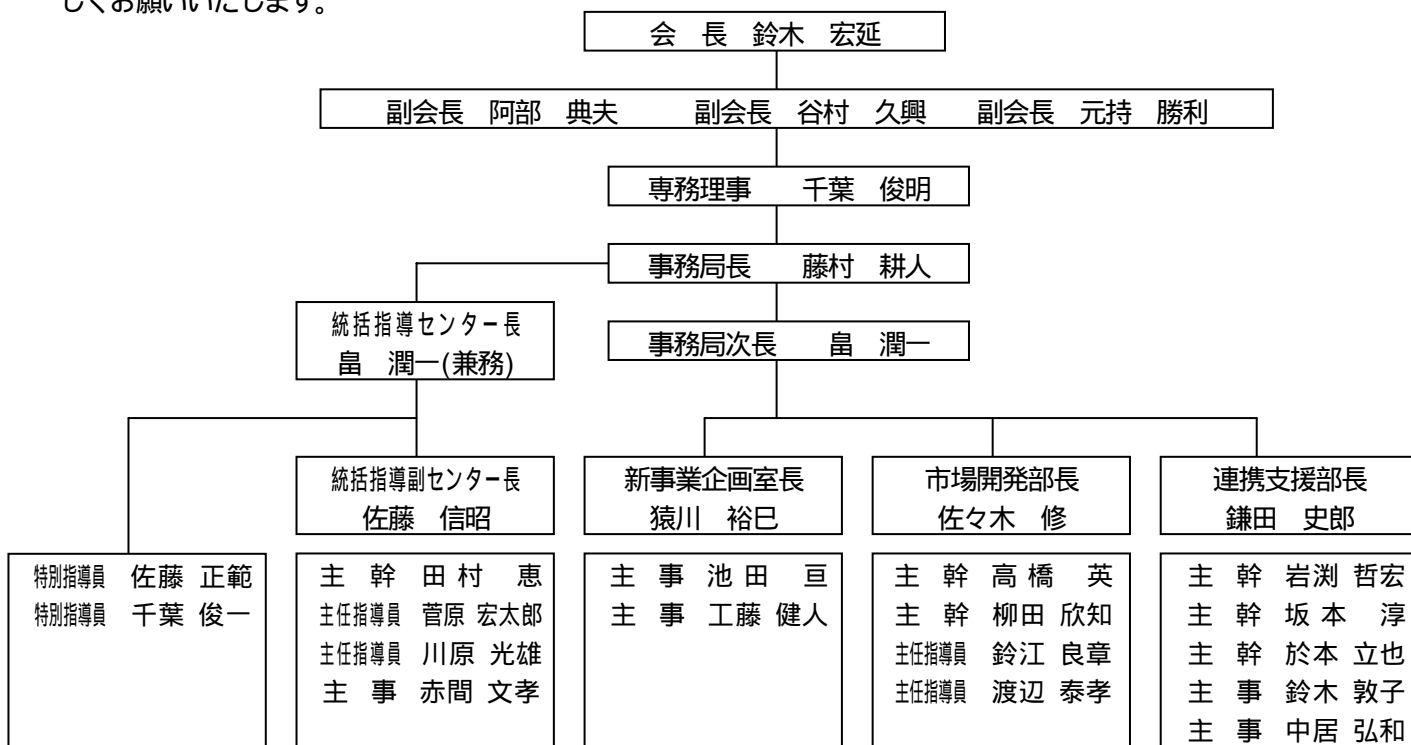
「アメリカ歴代の大統領のうちでも、最も説得力があったウィルソン（第28代大統領）が、演説の心得を聞かれた時、こう言っている。『1時間の演説ならば即座にやれる。20分でまとめると言われると、二時間の準備が必要だ。だが、5分のスピーチだったら、一晚、構想を練らなくっちゃ』と」

# 平成21年度中央会事務局体制と基本方針

## 1、平成21年度中央会事務局体制

平成21年4月1日から、中央会事務局体制が下記のとおりとなります。

会員組合及び組合員の皆様に対しまして、新体制を通じて一層質の高いサービスの提供に邁進して参りますので宜しくお願いいたします。



## 2、中央会事業の基本方針

### 「重点課題」

#### 1. 組合機能の強化と共同事業の活性化

組合が中小企業の競争力強化のための組織であり続けるためには、組織の有効性に加えて、既存の共同事業や運営体制等の見直しと新たな共同事業の展開が必要であり、組合機能の充実・強化と共同事業の活性化を積極的に支援する。

#### 2. 連携による付加価値の創造

地域経済の活性化を図っていくためには、中小企業が有する、あらゆる“力”を最大限に引き出し、高い付加価値を生み出す中小企業をより多く創造していかなければならない。新たな付加価値を創出する新商品又は新サービスの開発や需要の開拓等の事業展開には、異業種・異業態の企業等と相互に経営資源を補完し合い、事業のスピード化と効率化を図る連携活動への取り組みが極めて重要である。

中央会は、「新連携」「農商工連携」「地域資源活用プログラム」「ものづくり高度化」など国の連携支援策や県の「いわて希望ファンド」「いわて農商工連携ファンド」を活用し、中小企業の連携活動を積極的にコーディネートし、中小企業における付加価値を創造する取り組みを支援する。

特に、農商工連携、地域資源活用による新商品の創出に向け、商品開発の企画から事業化までを一貫してコーディネートを行い、新商品開発をプロデュース・支援していく。

#### 3. 組合員企業の活性化と経営革新

窓口・出張・移動相談を通じ、組合員企業等が抱える経営基盤の強化、新事業展開等の経営課題にあった専門人材を派遣し、オーダーメイドの解決支援を行い経営の革新や経営力の向上を図るとともに、企業における雇用の維持・拡大を図っていく。

**平成 20 年度の組織化状況**
**～ 4 事業協同組合と LLP ～**

平成 20 年度は、4 つの事業協同組合が設立された。また、LLP(有限責任事業組合)の設立を本会が支援し、LLP 一戸町デマンド交通が設立された。

本年度は、業界の経営改善・構造改善、本県中小企業の国際化への対応、地産地消等農産物の販売促進、地域中小企業が自らの地域づくりに貢献すること等を視野に入れた組織化が大きな特徴となっている。

設立された組合等の概要は下記のとおり。

**< 事業協同組合 4 組合 >**

<b>協同組合みちのく酒商</b>  中小酒販店は、規制緩和・消費者ニーズの変化により生き残りを掛けた競争下にある。これら厳しい経営環境に対応するため消費者密着の販売、品揃えの強化、経営改善を図るため組織化。 主な事業は、共同購買斡旋、販売促進のためのコミュニティ情報誌の発行等。	理事長	阿部 禎典	出資金	93 万円
	住 所	盛岡市	組合員数	47
	設立年月日(登記日)	平成 20 年 12 月 1 日		

<b>国際情報ビジネス協同組合</b>  経済のグローバル化、特に東南アジア経済圏の発展に対応するため、本県中小企業が国際的な競争力・経営力の強化を図るため組織化。 主な事業は、人材育成のための教育・研修業務受託。	理事長	龍澤 正美	出資金	100 万円
	住 所	盛岡市	組合員数	4
	設立年月日(登記日)	平成 21 年 2 月 17 日		

<b>奥州金ヶ崎広域水道工事業協同組合</b>  昨年、2 度に亘る大地震を経験。地域中小企業専門業者が地域社会基盤整備・危機管理体制を確立し、地域産業・経済・社会への貢献等を果たすために組織化。 主な事業は、給水装置工事申請等の事務処理事業。	理事長	岩淵 一	出資金	300 万円
	住 所	奥州市	組合員数	15
	設立年月日(登記日)	平成 21 年 3 月 25 日		

<b>産直ハウスほすなある協同組合</b>  くずまき道の駅に隣接した産直販売及び食堂を任意組織にて運営してきたが、さらなる売上の増加、地域特産品の販売促進等を図るために組織化。 主な事業は、共同施設の管理運営、共同販売事業。	理事長	波紫 兼吉	出資金	94 万円
	住 所	岩手郡葛巻町	組合員数	57
	設立年月日(認可日)	平成 21 年 3 月 18 日		

**< LLP(有限責任事業組合) >**

<b>有限責任事業組合一戸デマンド交通</b>  人口減少とともに高齢化の進展に伴い、高齢者に配慮した地域づくりを形成するため、地元バス・タクシー会社、一戸町が出資しデマンド型交通事業を開始。自宅から病院・商店街など目的地までの乗合サービスを提供し地域活性化を図る。	理事長	梅垣 文夫	出資金	3,000 万円
	住 所	一戸町	組合員数	5
	設立年月日(登記日)	平成 20 年 10 月 1 日		

## 平成 20 年度「知事と岩手の産業の夢を語る会」開催

盛岡市のエスポワールいわてで 3 月 17 日(火)に、「知事と岩手の産業の夢を語る会」を開催した。知事との懇談会は今年で 9 回目を迎え、今年度は、「食産業で切り拓く岩手の希望」をテーマに、県内で食産業に携わる企業の代表者等が出席し、連携による食産業振興の展開などについて、意見交換を行った。

### - 知事と岩手の産業の夢を語る会 -

出席者職氏名（敬称略）

岩手県出席者	
達 増 拓 也	岩手県知事
廣 田 淳	〃 商工労働観光部長
佐 藤 義 昭	〃 経営支援課総括課長
橋 本 良 隆	〃 地域産業課総括課長
中央会出席者	
鈴 木 宏 延	岩手県中小企業団体中央会会長
谷 村 久 興	〃 副会長
阿 部 典 夫	〃 副会長
千 葉 俊 明	〃 専務理事
藤 村 耕 人	〃 事務局長
畠 潤 一	〃 事務局次長兼統括指導センター長
業界側出席者	
久 慈 浩 介	株式会社南部美人専務取締役
佐 藤 航	世嬉の一酒造株式会社常務取締役
伊 藤 恒 利	株式会社マーマ食品代表取締役
高 橋 政 志	株式会社小山製麺代表取締役
横 澤 昭 博	昭栄建設株式会社代表取締役
黒 川 賢 太 朗	株式会社黒川食品代表取締役

### 懇談の要旨

～はじめに達増知事より～



昨年からの景気悪化の折、製造業の減産や雇用調整など、かつてない経済雇用情勢が続いています。

このような中、県としては、総合的な雇用対策と中小企業支援に向けた施策を、強力に推進しているところです。1月開催の臨時県議会では、中小企業経営安定資金の融資額を400億円拡大するとともに、公共事業の前倒し発注、約30億円の債務負担行為の増額を行いました。また来年度予算はこれまでにない積極的な予算編成を行い、雇用創出維持や地域経済活性化などの課題に対し、効果的な施策を実施していくこととしています。

こうした取組は、行政だけでなく、企業・業界・団体と一体となって進めることが重要です。皆様の一層のご声援とご協力を宜しくお願い申し上げます。

今日は「食産業で切り拓く岩手の希望」をテーマに、皆様から地域経済の現状や将来展望について率直なご意見を発表いただきますが、県としても皆様のご意見等うかがいながら本県産業の振興に努めていきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

### 出席企業の発表

～県産梅を使用した梅日本酒の開発～

株式会社南部美人 久慈 浩介 氏



当社では、糖類を全く入れていない梅酒の開発を行っております。糖類無添加梅酒については、岩手県工業技術センター醸造部との技術協力により開発したもので、梅は奥州市の梅生産組合の梅と、地元

金田一営農組合の梅の両方を使っております。当梅酒の技術は工業技術センターとともに特許申請しています。この技術を応用し、二戸ではブルーベリーを活用した糖類無添加リキュールなど、応用を進めているところです。

輸出については現在、アメリカやイギリスの落ち込みが大きいですが、香港・中国含めたアジアは逆に伸びています。マレーシアや東南アジアも市場は伸びています。我々としては前年度100%を維持しながら輸出させていただいております。

国内だけでなく海外からも、岩手のものはイメージ的にもものすごくいいと聞いております。食と観光をキーワードに、岩手から全国へ、岩手から世界へと地域資源を活用しながら発信していけたらと思いますので、知事のトップセールスも是非宜しくお願いしたいと思います。

～地域資源の活用とイベントとの相乗効果～

世嬉の一酒造株式会社 佐藤 航 氏



当社では、造り酒屋の傍ら地産地消レストラン運営やビール事業を行っております。ビールに関しては陸前高田の広田湾産の牡蠣を使用したオイスタースタウトを開発するなど、地元の麦芽加工、地場のビール造りをしております。地域で一次産品を加工販売し、なるべく早く地域の中でお金の循環が出来るよう、観光客とか、外に向かって販売できるような状況にしたいと思っています。

その中で「全国地ビールフェスタ in 一関」の開催をお手伝いさせていただいております。実は日本最大の屋外型地ビールフェスタです。地産地消ということで地元の食材を使った料理を出しており、お陰様で食べ物も美味しいという評価を受けています。岩手のすばらしい食材をうまく活用して、観光客等にアピールしていく機会と捉え、今後も積極的に開催していきたいと思っております。是非、県内の皆

さんにもお越し頂き、活動を知ってもらいたいと思っております。

～食産業の連携と集積の構築～

株式会社マーマ食品 伊藤 恒利 氏



当社では、お惣菜の製造卸を行っています。惣菜は中食とも言われますが、今非常に伸びています。一方でトレーサビリティなど、一社では対応がなかなか難しい問題もあります。安心・安全や地産地消は、自分たちが目で見え肌で感じられる地元素材を加工販売していくという点が大事だと思います。地元の産品に限らず、案外地元というのを分かっていないというのも実態ではないかとも思います。

会社が存続していくには、独自技術や固有の商品が必要ですが、大手ならば兎も角、商品開発から製造・マーケティング・販売まで、中小企業がすべて一社で行うのは難しいわけです。業態の変化には人・物・金が常に課題となります。その中で、自分の持っているフィールドを他のフィールドを有しているところと連携してやっていく、食産業のアライアンスが出来ないものかと考えています。1社で完結ではなく、水平展開でお互いのフィールドで連携していく、特に食という分野で繋がっていく集積の場を、是非作っていただければと思います。

～産地との連携、食品表示問題への対応～

株式会社小山製麺 高橋 政志 氏



当社では、小麦・粉を加工し製麺を行っております。これまで地産地消に取り組む上で、県産原料を活かした製品作りを進めてきました。大船渡産のめかぶや花泉の黒米をブレンドした蕎麦、地元の餅米や鶏卵を利用した麺など、様々な麺づくりを行っております。そうした中、優れた地場産品等を県が認証する「ふるさと認証」マークがありますが、残念ながら小麦や粉だけの商品でないと認証が受けられないということです。出来れば、地産地消製品に対し県が新たな統一のロゴマークを発給し、全国販売する仕組みを作っていただきたいと思っております。

それと食品パッケージの表示問題について、毎年法改正や新たな規制が発生し、対応が困難な状況です。また省庁間でも担当する規制に違いがあり、一元的に相談できる仕組みが現在ありません。是非、県で担当の部署をつくっていただき、ご指導いただける体制整備をお願いしたいと思っております。

#### ～建設業のわさび栽培への進出～

昭栄建設株式会社 横澤 昭博 氏



当社では、建設業からの異分野進出として、雫石でわさび栽培を行っております。現在、販路として県内 50 ケ所、県外 15 ケ所、海外 1 ケ所を確保しております。わさび栽培に取り組んで 4 年が経ちますが、今ようやく軌道に乗ってきた感があります。

わさびの専門家に言わせると当社のわさびは加工に向いているようで、フードコーディネーターや地元食産業と連携し、新たな加工品を開発しようと研究中です。レストランやスーパーとの連携も重要で、特に神経を入れていきたい領域と考えています。

また売るだけでなく、わさびのすり下ろし方や毒素排出効果等の効能の周知も非常に重要です。肉料理と相性がよいなど、今後も様々なコラボレーションを通じて、わさびの拡販に繋げていきたいと思っております。

#### ～新製品開発、流通拠点の集約化～

株式会社黒川食品 黒川 賢太郎 氏



当社では、豆腐・蒟蒻・油揚げ・惣菜等を製造販売しております。昨年の 7 月に地域資源活用新事業支援事業に採択され、豆腐を使ったスイーツ開発を行いました。この他、嚥下食や乳児食等への応用も考えています。

岩手県は江戸時代の大豆相場を牛耳っていた程、大豆を作っていた県ですが、現在奨励品種は 3 品種のみで、南部白目が最も古いです。他の品種は加工のしにくさや元々他県種であることなどから敬遠されがちです。よって、新しい品種の大豆を是非作っていただき、地域間競争に負けない岩手らしい製品の開発につなげたいと願っています。また、マーマ食品さんの話でも出た生産の集約ですが、岩手県は広いので物流の集約・拠点化も考えていただけると大変ありがたいと思っています。



#### ～おわりに達増知事より～

今、農業に注目が集まり、新たな取組への支援や 6 次産業的に商工連携に広げていくことへの支援も強化されています。岩手の素晴らしい素材を活用し、事業が成功するよう丁寧に導いていきたいと思っております。食の安全安心や規制についてもしっかりと勉強し、県としても支援していきたいと思っております。

## 通常総会の開催と終了後の事務処理について

平成19年の組合法の改正に伴い、総会の開催から終了後の一連の手続きに一部変更が生じていることから、今回は改正組合法が求める諸手続について紹介する。

### 総会の開催について

#### 1. 組合法改正による総会開催までの変更点

平成19年4月1日改正組合法の施行により、総会開催までに關する事項では、下記の3点が変更。

(1) **決算関係書類は監事の監査を受けてから、理事会で承認すること**（監事に業務監査権限を付与している組合については、事業報告書も監査の対象となる）。その際、監事が監査報告を理事に通知するまでの期限は、組合から決算関係書類が提供されてから原則4週間以上を経過した日とされている（ただし、監事が自主的に4週間以内に監査報告を通知することは特段問題ない。）

(2) **通常総会の開催通知には、決算関係書類、事業報告書及び監査報告書を添付すること。**

総会の招集は、理事会の議決を経て、理事長が書面（電磁的方法を採用している場合は当該方法による）にて行う。書面には予め理事会で決定された日時、場所、提出議案を記載し、総会会日の10日前までに組合員に到達するように通知する。

(3) **組合は、理事会で承認を受けた決算関係書類及び事業報告書を通常総会の2週間前までに主たる事務所及び従たる事務所（従たる事務所へは写し）に備え置くこと。**

従って総会開催のための理事会の開催日は総会開催日の2週間前までに行うことが必要。

既に「組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。」と定款で新たに規定された組合であっても(3)の期間は省略できないことに留意のこと。

#### 2. 総会の成立条件

総会の議決は適法な招集手続を経たうえで出席した組合員が定足数（総組合員数の半数以上）を満たしてはじめて成立する。出席した組合員の数は書面又は代理人により議決権を行使する組合員の数も含まれるが、代理人による場合は委任状の提出が必要。また、代理人の範囲・代理することができる組合員数は定款の規定を確認のこと。

#### 3. 総会の提出議案と議決

通常総会への提出議案は、組合法や定款で定められている議決事項を確認し、理事会の審議を経て、総会に提出する必要がある。

また、定款で定めがある場合には緊急議案も上程できるが、その議決権の行使は本人出席者に限られる。なお除名など事前に手続きが必要な議案は、緊急議案として無効となるし、組合員全体に深く関係する定款変更や解散などの特別議決を要する議案も取り上げることは避けるべき。

#### 4. 役員選挙

役員選挙は定款に定められた方法で行う必要があり、事前に定款を確認し、選挙前には定款に定められた方法を説明し議場に諮ることが必要。

主な総会議決事項（事業認可組合の場合）

法定議決事項	
普通議決	決算関係書類の承認 事業計画及び収支予算案の設定 経費の賦課及び徴収の方法 役員改選 規約の制定・改正又は廃止など
	特別議決 定款の変更 組合員の除名 組合の解散 組合の合併など 議決権の3分の2以上の賛成で決する
任意議決事項	
普通議決	借入金残高の最高限度額 一組合員に対する貸付又は貸付保証の残高の最高限度額 加入金（規定がある場合） 役員報酬（理事と監事を区分） 過剰金 その他理事会で必要と認める事項

## 通常総会終了後の手続き等

### 1. 議事録の作成

議事録は文字通り組合会議の討議状況の記録のほか、各種手続きの添付書類となるので総会或いは理事会終了後遅滞なく、下記項目を必ず記載し作成する。様式（Wordファイル）を本会ホームページに掲載中

#### (1) 総会議事録の記載事項（注：下記事項は必要最低限のものでその他の記載事項については省略）

招集年月日 開催日時及び場所 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法  
組合員数及び出席者数並びにその出席方法 出席理事の氏名 出席監事の氏名 議長の氏名  
議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）

#### (2) 理事会議事録記載事項（注：下記事項は必要最低限のものでその他の記載事項については省略）

招集年月日 開催日時及び場所 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法  
出席理事の氏名 出席監事の氏名 出席組合員の氏名 議長の氏名 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）

**監事が理事会に出席した場合は必ず署名（又は記名押印）。**

### 2. 理事会の開催

役員を改選した場合は役付理事の選任のため、総会途中の改選直後または総会終了直後、若しくは後日に開催する。

### 3. 欠席組合員への通知

決議事項の通知は円滑に組合を運営するために非常に重要。

### 4. 経理処理等

剰余金処分の振替、脱退者への払い戻し、配当金の支払い等の処理を行う。

### 5. 所管行政庁への提出（注：中央会にも提出願います）

届出、認可申請等は、所定の申請書（A4版）に関係書類を添付して所管行政庁に提出する。

#### (1) 決算関係書類 通常総会で承認を受けた日から2週間以内に提出。

添付書類； 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分又は損失処理の方法を記載した書面 総会議事録又は謄本

#### (2) 役員の変更届出 役員改選があった場合、就任日の翌日から2週間以内に提出。

添付書類； 変更した事項を記載した書面（新旧役員の比較対照表） 変更年月日及び変更理由を記載した書面 総会議事録又は謄本 理事会議事録又は謄本（役付理事に変更があった場合）

#### (3) 定款変更の認可申請 定款の変更は認可されることで初めて効力を発するので、速やかに行うこと。

添付書類； 変更理由書 変更しようとする箇所を記載した書面 定款変更を決議した総会議事録又は謄本（認可申請書は正本2通、協業組合・商工組合は正本2通と写し1通、生活衛生同業組合は正本1通と写し2通を要する。所管庁が共管となっている場合はその必要部数） 【変更が事業計画又は収支予算に係るものであるとき】定款変更後の事業計画書又は収支予算書

### 6. 変更登記 代表理事以外の方が申請する場合は、委任状が必要。

#### (1) 定款変更（登記事項のみ） 所管行政庁の定款変更認可書が到着した日の翌日から起算して2週間以内。

添付書類； 総会議事録またはその謄本 定款変更の認可書

#### (2) 代表理事変更...就任承諾日の翌日より起算して2週間以内。再任の場合も必要。

再任の場合の添付書類； 総会・理事会議事録またはその謄本 就任承諾書 定款

新任の場合の添付書類； 総会・理事会議事録または謄本 就任承諾書 定款 印鑑届出（理事長印）  
印鑑証明書（新代表理事個人の実印） 新代表理事を選任した理事会議事録に記載捺印した理事全員の印鑑証明書（前代表理事が理事に残り、当該議事録に前代表理事が届け出たある理事長印を押印した場合は添付不要）

出資総口数及び払込済出資総額の変更登記は、事業年度末の総額で一括登記できる。この場合、事業年度終了日の翌日より起算して4週間以内に行う必要がある。

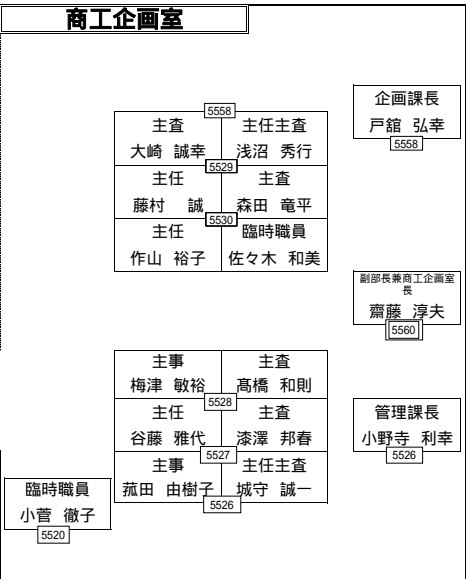
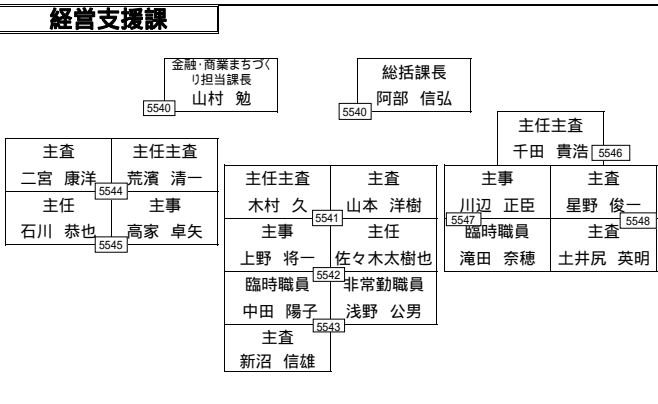
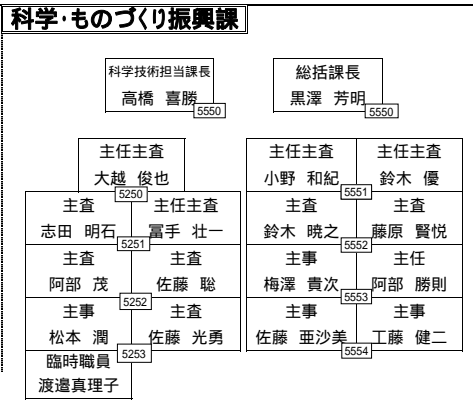
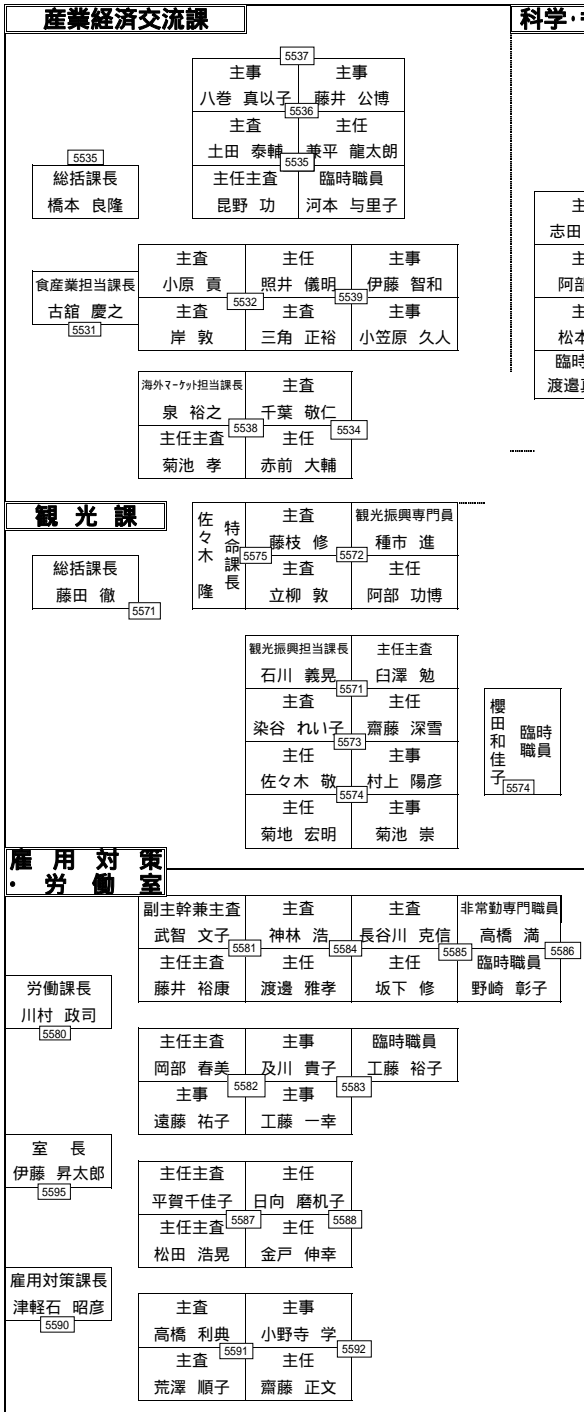
### 7. 納税申告及び納税

事業年度終了後2ヶ月以内に行う（但し、総会終了後）。なお、定款変更の手続き（総会の議決、行政庁の認可）を経て、定款変更をすれば、事業年度終了後3ヶ月以内の通常総会の開催も可能で、税務申告についても申告期限の1ヶ月延長の特例を受け、3ヶ月以内に申告することも可能。



平成21年度 岩手県商工労働観光部 組織体制(兼配置表)

箱内の数字は内線番号

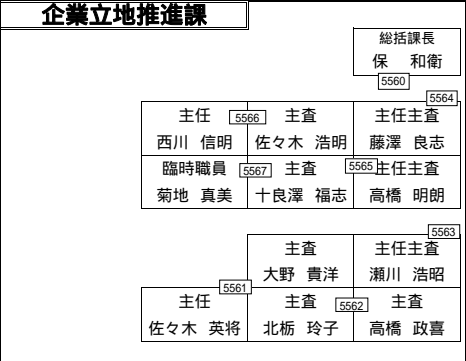
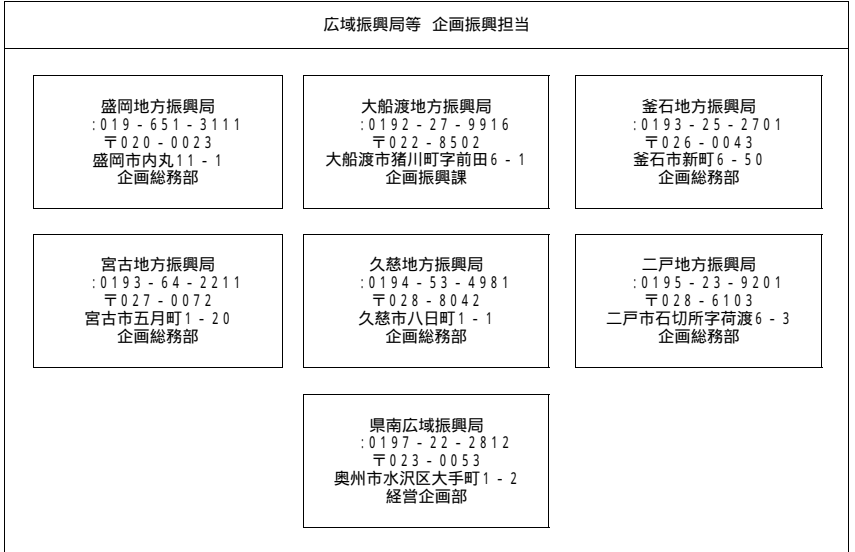


岩手県  
:019-651-3111(大代表)  
〒020-8570  
盛岡市内丸10-1

商工労働観光部長 廣田 淳  
副部長兼商工企画室長 齋藤 淳夫

**部長室**

部長 廣田 淳 (5520)



**2A会議室**

(5315)

## 観光産業振興セミナーを開催

奥州市のホテルプラザイン水沢にて3月4日に、ザ・リッツ・カールトン・ホテル・カンパニー日本支社長の高野登氏を講師に標記のセミナーを開催（岩手県南広域振興局との共催）し、県下200名超の観光関係者にご参加いただいた。

講師の高野登氏の経歴を簡単にご紹介すると、プリンス・ホテル・スクール（現日本ホテルスクール）を卒業後渡米し、プラザホテル、SFフェアモントホテルなどで勤務した後、ザ・リッツ・カールトンに入社。近年は日本支社長としてリッツ・カールトンの日本における営業・マーケティング活動を行いながら、1997年のザ・リッツ・カールトン大阪、2007年3月のザ・リッツ・カールトン東京の開業をサポートした後は、ブランディング活動を中心としたメディア・パブリシティ戦略に積極的に取り組んでいる。リッツ・カールトンの成功



“クレド”の紹介をする高野登氏

事例を中心に、企業活性化、人材育成、社内教育などのセミナーや講演依頼が殺到しており、20万部を超えるベスト&ロングセラーになっている著書「リッツ・カールトンが大切にしている サービスを超える瞬間」(かんき出版)は、「ホスピタリティのバイブル」といわれ、サービス業のみならず、企業、学校、病院などでも教材として使われている。

今回の講演では、不況下におけるリッツ・カールトンの活動姿勢にはじまり、「サービスを超える瞬間」を生み出すための意識の持ち方、企業と従業員あるいは取引先との関係のあり方など、今後の経営や仕事などに多くの示唆を与えるお話をいただいた。

1...自社の経営理念や社訓等を記載したカード。社員やステークホルダーと理念を共有し業績を向上させる手法として注目されている。



## 平成20年度中小企業団体情報連絡員会議を開催

盛岡市「ホテルルイズ」にて3月6日に、情報連絡員会議を開催した。情報連絡員とは、県内の地区・業種を代表する組合の役職員60名、全国では合計約3,000名を「情報連絡員」として委嘱しているもので、毎月1回、各業界の景気動向や組合・中小企業者の意見・要望等を把握し、そのフィードバックにより適切な経営判断に資すると共に、本会支援活動への反映、行政庁等関係機関への要望を行うなど、本会の最も重要なニュースソースのひとつとなっている。

今回の情報連絡員会議は、県内各地域・業界の動向並びに意見・要望を把握する活動の一環として開催したもの。前段基調講演では、日本政策金融公庫中小企業事業統括佐藤大志氏、中小企業事業融資課長権藤哲郎氏及び国民生活事業融資課長佐々木光氏により「金融情勢及びセーフティネット保証の概要について」をテーマに、中小企業に対する融資制度について研修した。講演終了後、意見・情報交換を行った。

### 意見・情報交換

酒製造業：消費低迷、売上伸びず。酒税法により米の割合が決められているが、原料価格の製品への転嫁は困難。

生コン製造業：県内の公共工事減少。製品のストックはできず、採算ベースになる数量により工場を調整。

鉄構業：材料の値上げにより需要と供給のバランス崩れる。中国・インドのバブルがはじけ仕事が増えている。

盛岡市内商店街：来場者数は変わらず、客単価が減少、売上伸びない。買い物で現金代わりにポイント使用が増えている。

産業廃棄物：当業界は好不況に無関係だったが、最近の製造業不振の影響から落込んでいる。

タクシー業：不況、暖冬、特に規制緩和による新規参入の影響が大きく伸び悩み。特定地域の再規制を要望。

## 次世代育成支援対策推進法の改正

我が国における急速な少子化の進行等の現状に鑑み、次代の社会を担う全ての子供が健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策を推進するため、児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、次世代育成支援対策推進法の一部が改正された（以下、「改正法」という）。次世代育成支援対策推進法と今改正のポイントについて以下のとおり紹介する。

### 【次世代育成支援対策推進法及び改正法のポイント】

#### 1. 次世代育成支援対策推進法とは？

急速な少子化の流れを変えるため、支援法では地方公共団体が地域行動計画を策定・公表するとともに、企業においても従業員数に応じて、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局にその旨を届け出ることを義務づけるもの。

#### 2. 行動計画策定のメリットは

行動計画を策定・実施し一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定を受けることができる。認定企業は、次世代認定マークを商品等に付することができ企業のイメージアップや優秀な人材の確保等が期待できる。

#### 3. 行動計画の公表及び従業員への周知の義務化（平成 21 年 4 月 1 日施行）

仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について、事業主が策定する一般事業主行動計画の公表と従業員への周知が、101 人以上の企業は義務、100 人以下の企業は努力義務となる。

	現行	平成 21 年 4 月 1 日以降	平成 23 年 4 月 1 日以降
301 人以上	規定なし	義務	義務
101 人以上 300 人以下		努力義務	義務
100 人以下			努力義務

義務及び努力の規定はそれぞれ上欄に掲げる日以降に策定または変更した行動計画について適用される。なお、平成 21 年 3 月 31 日までに策定または変更した行動計画については義務ではないが、自ら公表、周知することを妨げない。

#### 4. 行動計画の届出義務企業の拡大（従業員 101 人以上企業へ）（平成 23 年 4 月 1 日施行）

一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ対象範囲が、従業員 301 人以上企業から従業員 101 人以上企業に拡大。

	現行	平成 23 年 4 月 1 日以降
301 人以上	義務	義務
101 人以上 300 人以下	努力義務	義務
100 人以下		努力義務

#### 5. 事業協同組合に関連する項目

事業協同組合（厚生労働大臣が認定する承認中小企業団体であること）の組合員が、当該組合の従事者をして対策推進のため必要な労働者の募集を行わせる（委託募集）場合、組合員の従業者（被用者）以外の者が労働者募集に従事する際に適用される職業安定法第 36 条の規定は、適用されないことになっている。

#### 6. 問い合わせ先      いわて労働局雇用均等室      :019-604-3010      まで。

## 元本返済猶予への取組みの強化について

中小・小規模企業の資金繰り支援のため、日本政策金融公庫・商工組合中央金庫・保証協会では、元本の一時的返済猶予について、率先して前向きに取り組むこととしている。これに関して、商工組合中央金庫では、3月27日に本店から各支店に対し、元本返済猶予の相談があった場合には、前向きにかつきめ細かく対応するようにとの文書を発している。以下に取組みの要旨を紹介する。

なお、この取組みを促したのは、全国中央会及び各都道府県中央会の要望の結果である。

1. 日本公庫、商工中金、保証協会は、中小・小規模企業の返済負担の軽減のため、引き続き、既往債務の条件変更に積極的に取り組みます。
2. 中でも、金利の支払いを条件に当面の元本返済を一時猶予することについては、売上の急減等に直面する中小・小規模事業者から要望が強くなっています。このため、日本公庫、商工中金、保証協会では、元本の一時的返済猶予について、率先して前向きに取り組めます（ ）。
3. 日本公庫、商工中金、保証協会は引き続き、30兆円規模の緊急保証・セーフティネット貸付を実施するとともに、既往債務の条件変更など中小・小規模企業のニーズにきめ細かく対応していきます。

( ) 例えば、以下の3つの要件を満たす場合には、半年～1年間程度の元本猶予に前向きに対応。売上高の急減によって資金繰りに困難を生じている企業で、今後の受注環境の回復などによって業況の回復が見込まれ、猶予期間終了後、概ね、正常返済に復帰する見込みがあること。関係する金融機関がある場合には、協調して継続的な支援を行う見込みとなっていること。また、元本返済猶予の実施について、保証人等の同意が得られること。利払いが継続的に行われており、今後も継続されること。但し、金利等の大幅な減免を既に受けている企業は、今般の措置の対象とはしない。

## ～ 先進組合事例のご紹介 ～

全国中央会が、毎年共同事業等に先進的に取り組んでいる組合事例を収集し、発行している「先進組合事例抄録」から、毎月本誌面で全国の組合を紹介していきます。

企業組合いわまつ					
所在地	〒798-3392 愛媛県宇和島市津島町岩松 948 番地 1			設立	平成 19 年 3 月
出資金	800 千円	電話番号	0895-32-2119	F A X	
地区	愛媛県宇和島市	主な業種	酒類製造及び販売	組織形態	集中型企業組合
組合員数	8 人	専従理事	5 人	組合従業員	
U R L					
「岩松町並み保存会」が、「どぶろく特区」の認定を受けて濁酒を製造・販売。まちの活性化を目指す。					
<b>背景と目的</b> 愛媛県南予地域に位置する津島町は、米、野菜、岩松川の恵みを活かした青のり・あおさの養殖、魚類及び真珠の水産養殖やしらうお漁が盛んであった。米の集積地という立地と豊かな水を活用した酒造りが3軒の蔵元のもと行われていた。しかしすべて廃業となり、約40年もの間、酒蔵は放置されていた。その後、第一次産業以外に目立った産業が起らず、町の活力は低下していった。そのような状況下、酒蔵・酒造用道具等を有効活用し、国の重要伝統的建物保存地区への指定を目指し、「岩松町並み保存会」が結成、酒造りを活かした町の活性化を検討した。					
<b>事業・活動の内容</b> 地域活性化、まちおこしを目指した濁酒の製造・販売が組合事業である。酒製造免許を取得するため、組合員が農業者となり、収穫した米で酒を造ることのできる「どぶろく特区」の申請を行い認定された。組合員の棚田を借入、米の作付収穫を経て濁酒仕込みにこぎつけた。その間、酒造場、レストランを設置等、活動基盤を整備。					
<b>成果</b> 農家レストランの本格稼働、地域のイベントを経て今後は地元業者、濁酒を使った加工品製造・販売といった活動での水平連携も期待されている。最低製造基準(年間 6k )があり通常は困難である新規醸造免許は、宇和島市の支援のもと、「どぶろく特区」を取得できた。					

## 緊急保証の指定業種の見直しについて(中小企業庁)

中小企業庁は、2月17日に緊急保証の指定業種を見直すことを公表。「緊急保証」は平成20年10月31日に開始され、11月14日に73業種、12月10日に80業種が追加され、現在698業種を対象としている。

今般、中小・小規模企業の年度末資金繰り対応等を踏まえ平成21年2月27日に、「光学機械用レンズ・プリズム製造業」、「機械設計業」、「こん包業」など73業種を追加指定。一方利用実績の極めて少ない岩石等採取業等(砂・砂利採取業を除く。)の11業種が指定解除されることとなり、対象業種は全体で760業種となる。

対象業種に属する中小・小規模事業者は、金融機関から融資を受ける際に一般の保証とは別枠で、無担保保証で最大8,000万円、普通保証で最大2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができる。

本件に関する詳細は、中小企業庁事業環境部(TEL:03-3501-1511(代表))まで。

## 金融機関・公的機関を装った融資勧誘にご注意下さい!(中小企業庁)

最近、金融機関を装ったり、実在しない社団法人を騙る者から、中小企業の経営者に一方的にFAXが届き、あたかも融資ができるかのように見せかけ、手数料等を振り込ませる「新たな振り込め詐欺の疑い」が各地で報告されており、中小企業庁では注意を呼びかけている。手口としては、「社団法人 協会」、「組合」という公的機関を装い、勧誘・申込書をFAXで中小企業者に送信し、公的な融資、保証、共催制度を活用するにあたり、入会金や年会費が必要であると偽り、振り込ませるといったもの。

本件に関する詳細は、中小企業庁長官官房広報相談室(TEL:03-3501-4667(直通))。

## 建設企業の資金繰り対策(国土交通省)

国土交通省では、建設企業の資金繰り対応のため、中小企業庁及び地方公共団体とともに幅広い融資制度を用意している。特に国土交通省関係の融資制度として以下の制度がある。

### 地域建設業経営強化融資制度

公共工事請負代金を譲渡担保に融資を受けられる。また工事の出来高を越えた部分を含め、融資が可能。

### ファクタリング事業

下請企業が元請企業に対して有する工事請負代金債権をファクタリング会社が買い取ることで、早期に現金化することが可能。また受取手形をファクタリング会社が買い取る制度もある。

相談窓口は、東日本建設業保証(株)(03-3545-5125)、(株)建設経営サービス(03-3545-8534)、(財)建設業振興基金業務第一部(03-5473-45745)まで。

## 経済状況の急激な悪化に対する対策(JITCO)

JITCO(財団法人国際研修協力機構)では、経済状況の急激な悪化に対する適切な対処の要請として、受入団体・企業に外国人研修生・技能実習生が一方的に不利益な取扱が行われないよう要請している。更に今般、受入団体・企業を支援するため、以下の対策を講ずることとなった。「経済状況悪化対応のための緊急相談窓口」の設置 母国語相談体制の強化 受け入れ継続に係る留意点及びJITCOの相談をまとめたパンフレットの作成・配布。本件に関する詳細は、JITCO本部緊急相談窓口専用回線(TEL:03-6430-1928)まで。

「地域商店街活性化法案」について

経済産業省は、「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案(通称：地域商店街活性化法案)」を、第171回通常国会に提出した(3月30日時点では未成立)。

この法案は、商店街ならではの「地域コミュニティの担い手」という機能を発揮することにより、商店街振興組合等による、地域住民に役立つ、地域の魅力を発信する取り組みに対し、補助金、税制、人材育成など総合的な支援を行う。支援に際しては、商店街活性化事業計画を策定し、経済産業大臣の認定を受ける必要がある。主な支援内容としては、認定事業に対する補助金の補助率の引き上げ(1/2 2/3)、設備資金貸付(無利子)の貸付割合の引上げ(1/2以内 2/3以内)、中小企業信用保険法の特例による保険限度額の拡大(2倍)、補填率の引上げ(70% 80%)、保険料率の引下げ(3%以内 2%以内)など。

本件に関する詳細は、中小企業庁商業課(TEL：03-3501-1929(直通))まで。

戦略的基盤技術高度化支援事業の公募について

中小企業庁では、中小企業のものづくり基盤技術(鋳造、鍛造、切削加工、めっき等)に資する研究開発等を促進することにより、我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を図ることを目的として、「戦略的基盤技術高度化支援事業」の公募を行う。事業対象は「中小ものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の認定を受けた「特定研究開発等計画」を基本とした研究開発を対象としている。また応募資格は、事業管理者・研究実施者・総括研究代表者・副総括研究代表者によって構成される共同体を基本とし、法の認定を受けた中小企業者を含む必要がある。法認定に関しての相談先は、東北経済産業局地域経済部情報製造産業課(：022-221-4903)、提案書の提出に際しての相談先は、同地域経済部産業技術課(：022-221-4897)まで。

なお、公募期間は平成21年4月1日(水)～5月15日(金)までとなっている。

【会 員 動 向】

ドンと市かわさき協同組合	車椅子駐車場の適正利用表彰を受賞	2/27
	ドンと市かわさき協同組合(佐々木正義 理事長)は2月27日、いわて県民情報交流センター・アイーナで開かれた車椅子駐車場適正利用促進フォーラムで優良施設表彰を受けた。	
協同組合 江釣子ショッピングセンター	雇用創出優良企業に選定	
	協同組合江釣子ショッピングセンター(高橋祥元 理事長)は経済産業省の雇用創出優良企業に選定された。これは、経済産業省と農林水産省、厚生労働省が連携し、ものづくりやサービス業、農業等の分野において、採用意欲があり、かつ人材育成に優れる企業について、全国から1,400社が選定されたもの。	
盛岡駅前商店街振興組合	盛岡駅前開運！100縁商店街	2/15
	盛岡駅前商店街振興組合(村上肅 理事長)は2月15日、「盛岡駅前開運！100縁商店街」を開催。昨年10月から始まり、偶数月の第3日曜日に開催。雨天の中、大勢の買い物客が訪れた。	
岩谷堂箆笥生産協同組合	岩谷堂箆笥まつり開催	3/7
	岩谷堂箆笥生産協同組合(菊池廣志 理事長)は3月7日、第6回岩谷堂箆笥まつりを開催。大勢の来場者で賑わった。	
花泉中央振興商店街協同組合	「花の互市」開催	4/1～3
	花泉中央振興商店街協同組合(伊藤満明 理事長)は4月1日～3日の間「花の互市」をJR花泉駅前の中央通りを会場に開催。県南や宮城県北などから約120店が出店を予定。	

## 景況感は依然として悪化(平成 21 年 2 月)

### 全体の概要

2月は、世界的な景気後退の影響から、受注が激減、操業の低下を引き起こし、収益を圧迫している。こうした中、緊急雇用安定助成金、雇用調整助成金の申請も増加している。

また、消費者の購買意欲も低下したままで個人消費低迷による極端な売上げ不振が続く。加えて取引先からの価格値下げ要求も強くなり、県内中小企業の景況は、底の見えない不安の中にある。

### 主な業界及び地域組合等の動向

#### パン製造業

4月からの粉価値下げに期待。学校給食は米飯の回数増によるコストの影響を懸念。

#### めん類製造業

この時期は注文も控えめで製造工程が難しく在庫管理に追われる。

#### 漬物製造業

工場の衛生管理が厳しくなり、工場内を整備せざるを得ない。資金繰りに大きく影響する状況となっている。

#### 菓子製造業

大型店のテナント店も厳しい状況が続く。消費者の心理は相当冷え込んでいるのではないかと。

#### チップ製造業

急激な景気の落込みにより特に情報紙の需要が減少したため、製紙各社は減産を行なっている。

#### 銑鉄鑄物製造業

国内景気は消費者購買力が低迷し売上伸びず。

#### 金属製品製造業

原材料は下がり始めたが仕事量が減少、非常事態。

#### 一般機械器具製造業

受注量が減少、止まらない。雇用安定助成金、雇用調整助成金の申請受給を行なう企業が見られる。

#### 野菜・果実小売業

入荷減、価格安が起因で取扱が最悪の月。景気悪化に伴う消費の買い控えが原因。大きな不安を残す。

#### 燃料小売業

県内の小売価格は、輸入価格の下降から当面は落ち着いた動きになると見込まれる。

#### 各種商品小売業

来店客の落ち込み以上に売上げがマイナス、客単価の低下が目立っている。

#### 商店街(盛岡市)

人通りが少なく、支出に対し人々の守りの気分が強く感じられる。飲食業では消費者の低価格志向が鮮明になっている。

#### 商店街(一関市)

小売業が一番大変な状況になりつつある。マインド不況が恐い。

#### 建物サービス業

年間契約のため景気低迷の本格的な影響はこれからと思われる。入札制度の変更もあり、先行きは全く見えない。

#### 倉庫業

不況感が更に深まり、取扱量が激減しており、各社とも収益の確保に影響がでそう。

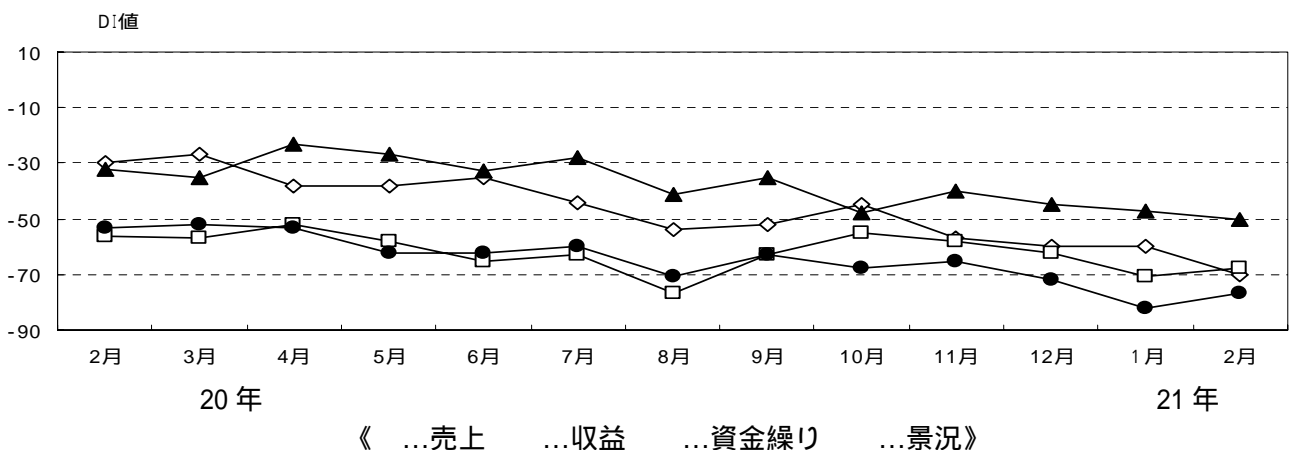
#### 一般乗用旅客自動車運送業

長引く不況と暖冬の影響で輸送人員は減少傾向。観光客も横ばい、依然として厳しい状況が続く。

#### 一般貨物自動車運送業

燃料価格の低下、高速道路料金の割引拡大と明るい材料はあるが、輸送する荷物がない状況にある。

売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D Iの推移グラフ(H20年2月~H21年2月)



**組合税務講習会開催のご案内**

日 時：平成 21 年 4 月 22 日(水) 13:30 ~  
 場 所：いわて県民情報交流センター（アイーナ） 803号室  
 詳細については、本会 統括指導センターまでお問い合わせ下さい。

**岩手県中小企業団体中央会**

**第 54 回通常総会開催の予定**

日 時：平成 21 年 5 月 13 日（水） 15:00 ~

場 所：ホテル東日本

盛岡市大通 3 丁目 3 番 18 号 TEL：019-625-2131

**主要日誌（3月1日~3月31日）**

**中央会主催事業**

- 3/ 4 観光産業振興セミナー
- 3/ 5 組合決算講習会
- 3/ 6 下請代金法トップセミナー  
情報連絡員会議
- 3/11 専門工事業者第 2 回懇談会
- 3/12 第 3 回商店街サミット
- 3/17 知事との懇談会  
組合監査講習会  
組合青年部ボウリング大会
- 3/18 中央会第 4 回理事会
- 3/19 第 3 回異業種連携創出交流会

**関係機関・団体主催行事への出席等**

- 3/ 4 農商工連携推進研究会報告会  
人材確保事業交流会
- 3/ 6 岩手県産業貿易振興協会理事会
- 3/ 9 「地域就職支援事業」に係る企画書提案会及び企画書審査委員会
- 3/10 岩手地方労働審議会
- 3/11 盛岡市勤労者福祉サービスセンター評議員会  
大通地区 TMO 基金事業建物調査報告会
- 3/12 地域労使就職支援機構運営委員会

- 3/13 求償権消滅にかかる再生審査会  
若手技能者育成 20 選審査会
- 3/15 河南地区パワーアップセミナー
- 3/17 中小企業金融連絡会議
- 3/18 全国健康保険協会岩手県支部評議員会  
地域力連携拠点事業登録専門家連絡会議
- 3/19 クリーンいわて事業団評議員会
- 3/23 盛岡市新事業創出支援センター運営委員会  
貸付審査委員会
- 3/24 県産製材品販路拡大事業評価委員会  
岩手県高等学校就職問題検討会議  
岩手県信用保証協会理事会
- 3/25 岩手県地域ジョブカードセンター運営本部会議
- 3/26 いわて 6 次産業チャレンジ支援事業選定委員会  
岩手県職業能力開発協会理事会  
岩手県空港利用促進協議会幹事会  
岩手産業保健推進センター運営協議会
- 3/27 岩手県共同募金会評議員会
- 3/30 国民体育大会岩手県準備委員会  
いわて・平泉観光キャンペーン実行委員会  
いわて世界遺産観光推進会議